第一章　総則

第一章　総則

第一節　目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第７条第１項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防団（以下「水防団等」という。）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

第二節　用語の定義

愛知県水防本部

県の地域に係る水防を統括するため設置するもので水防に関係の深い局課で編成し、本部事務局を県庁内（建設局河川課）に置くものをいう。

水防管理団体（法第２条第２項）

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

指定水防管理団体（法第４条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

水防管理者（法第２条第３項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

消防機関の長（法第２条第５項）

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

量水標等及び量水標管理者（法第２条第７項、法第12条）

量水標等とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいい、量水標管理者とは、それらの施設の管理者をいう。

河川管理者（法第２条第６項）

河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管

理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長をいう。

水防警報（法第２条第８項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が指定した水防警報河川等＊について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

＊水防警報河川等

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸。

洪水予報（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項及び第４項）

洪水予報河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を、基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう。

＊洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の２、法第13条の３）

国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

＊水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

＊水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。

＊水位周知海岸

都道府県知事が､高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。

＊洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

＊雨水出水特別警戒水位

法第13条の２第１項及び第２項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

＊高潮特別警戒水位

法第13条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。

洪水浸水想定区域（法第14条第１項・第２項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

雨水出水浸水想定区域（法第14条の２第１項・第２項）

都道府県知事又は市町村長が、水位周知下水道その他の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

高潮浸水想定区域（法第14条の３第１項）

都道府県知事が、水位周知海岸その他の海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

浸水想定区域（法第15条第１項）

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。

水防協力団体（法第36条）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であって、水防管理者が指定したもの。

愛知県防災会議（災害対策基本法第14条）

県の地域に係る防災に関し国及び地方を通じて総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法の規定に基づき設置されており、県地域防災計画の作成及びその実施、知事の諮問による防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る機関。

愛知県災害対策本部（災害対策基本法第23条）

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関。

第三節　水防の責任

１　県（知事）の水防法上の二次的責任又は権限

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導する責任を有し、水防のための権限を行使する。（法第３条の６）

(1) 水防計画の策定、要旨を公表すること（法第７条第１項・第５項・第７項）
(2) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること（法第４条）
(3) 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資器材を備蓄すること（法第３条の６）
(4) 水防活動従事者の安全へ配慮すること（法第７条第２項）
(5) 水防管理団体へ助言、勧告すること（法第48条）
(6) 通信連絡系統を確立すること（法第27条、法第２条第６項）
(7) 優先通行の標識及び水防信号を制定すること（法第18条、法第20条）
(8) 洪水予報対象河川を指定すること（法第11条第１項）
(9) 洪水予報を発表、通知すること（法第10条第３項、法第11条第１項）
(10) 水位情報を通知し、一般へ周知すること（法第13条）
(11) 洪水予報、水位情報及び氾濫等又は決壊の通知に係る事項を関係市町村長へ通知すること（法第13条の４）
(12) 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を指定すること(法第14条第２項、法第14条の３第１項)
(13) 水防警報発表河川等を指定すること（法第16条第１項）
(14) 水防警報を発表し、又は通知すること（法第16条第１項・第３項）
(15) 氾濫等又は決壊の通報に係る事項の通知及び周知をすること（法第24条の２第２項、法第25条第２項）
(16) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
(17) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対して立退きを指示すること（法第29条）
(18) 水防上緊急を要するときに水防管理者等に対して指示すること（法第30条）
(19) 水防協力団体に対して必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること（法第40条）
(20) 水防に要する費用負担の協議が成立しない場合のあっせん及び他県知事との協議をすること（法第42条第３項、法第42条第４項）
(21) 費用の負担（法第43条、法第43条の２）
(22) 水防費用の補助（法第44条）
(23) 水防管理団体に水防に関する報告をさせること（法第47条）

２　知事の河川管理者等としての責任

知事は河川法に基づく河川管理者、一級河川における国土交通大臣の権限に属する事務の一部を行う知事および海岸法に基づく海岸管理者としての責任を有する。

３　水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限

水防管理団体である市町村（水防事務組合又は水害予防組合の区域を除く）、水防事務組合又は水害予防組合は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第５条の水防団等の所轄に係る事項を含む）を有する。（法第３条）
(1) 水防体制を確立すること（法第３条）
(2) 水防団を整備すること（法第５条）
(3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第２条第６項、法第３条）

(4) 通信連絡系統を確立すること（法第27条、法第２条第６項）
(5) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第９条）
(6) 水位状況の関係者への通報（法第12条）
(7) 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること（法第15条の６）
(8) 水防団又は消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条）
(9) 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる水防団に指示すること（法第５条第３項、法第21条第１項）
(10) 警察官の出動を求めること（法第22条）
(11) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
(12) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
(13) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
(14) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
(15) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
(16) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）
(17) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること（法第29条）
(18) 水防に要する費用を負担すること（法第41条）
(19) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること（法第45条）
(20) 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第９条）
(21) 消防事務との調整（法第50条）
(22) 水防協力団体の指定、監督（法第36条、法第39条）
(23) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

4　指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は、３に加え次の事項の責任を有する。

(1) 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第５条第２項）
(2) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第33条第１項・第３項、法第49条第１項）
(3) 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第４項）
(4) 水防事務組合及び水害予防組合における水防協議会の設置（法第33条第２項）
(5) 毎年の水防訓練（法第32条の２）

5　市町村防災会議の責任

(1) 市町村地域防災計画に、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めること（法第15条第１項）

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難場所及び避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地

（ア）　利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等

（イ）　利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設

（ウ）　洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等

オ　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 市町村地域防災計画において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法15条第２項）

６　市町村の長の責任

(1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第15条の２第６項、第７項、法第15条の３第３項）

(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること（法第15条の11）

７　水防団（水防団長、水防団員）の責任又は権限

(1) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第９条）

(2) 水防上緊急の必要がある場所に赴くときに、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行すること（法第19条）

(3) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること（法第21条）

(4) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）

(5) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）

(6) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）

(7) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）

(8) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）

８　市町村地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

(1) 地下街等の利用者の洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること（法第15条の２）
(2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の３）

９　気象庁長官（名古屋地方気象台長）の水防の責任

(1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させること（法第10条第１項、気象業務法第14条の２第１項）
(2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表すること（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項、第４項）

10　国土交通大臣（中部地方整備局長）の水防法上の責任、権限

(1) 指定した洪水予報河川について、気象庁長官（名古屋地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させること（法第10条第２項）
(2) 指定した水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨の情報を愛知県知事（水防本部長）又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させること（法第13条第１項）
(3) 洪水予報河川、水位周知河川その他の河川について、その浸水想定区域を指定すること（法第14条第１項）
(4) 洪水予報、氾濫等の通知を関係市町村長へ通知すること（法第13条の４）
(5) 指定した水防警報河川等について、水防警報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知すること（法第16条）
(6) 氾濫等の通報の通知及び周知をすること（法第24条の２第２項）
(7) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
(8) 都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせること（法第47条）

11　国土交通大臣の河川管理者としての責任

国土交通大臣は河川法に基づく河川管理者としての責任を有する。

12　ダム管理者の責任

(1) 洪水が発生し又は発生するおそれがある場合において、水位及び水量等の観測結果、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び愛知県知事に通知すること（河川法第46条）
(2) ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときに、下流住民等に周知する等の必要な措置をとること（河川法第48条）

13　量水標管理者の責任

(1) 洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水

標等の示す水位が知事の定める水防団待機水位（通報水位）＊を超えるときに、その水位の状況を関係者に通報すること（法第12条第１項）

＊水防団待機水位（通報水位）（法第12条第１項）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

(2) 量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）＊を超えるときに、その水位の状況を公表すること

＊氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第２項）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位であり、水防管理者が水防団及び消防機関に出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位をいう。

14　その他水防上重要な施設の管理者の責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設を日常管理点検するとともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じ、また必要に応じて水防管理者の指示に従うこと

15　水防協力団体（代表者）の業務又は権限

(1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
(2) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
(3) 水防団及び水防を行う消防機関と密接に連携し、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動へ協力すること（法第37条第１号、第38条）
(4) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること（法第37条第２号）
(5) 水防に関する情報又は資料の収集、提供をすること（法第37条第３号）
(6) 水防に関する調査研究、知識の普及及び啓発をすること（法第37条第４号、第５号）

16　警察官の事務

水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること（法第21条第２項）

第四節　安全確保

１　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して

考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

２　安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。